

## 沖縄県元気な地域づくり交付金交付要綱

平成17年7月15日 制定

平成19年4月3日 最終改正

### (趣旨)

第1条 知事は、農村地域の振興、都市地域との交流活動、農業生産の基盤整備及び中山間地域等の振興等を促進するため、農山漁村活性化プロジェクト交付金交付要綱(平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知)附則第3により効力を有するとされる元気な地域づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16農振第2364号農林水産事務次官依命通知)(以下「実施要綱」という。)に基づいて、市町村、土地改良区、土地改良事業団体連合会及び複数の市町村で組織された協議会(以下「市町村等」という。)の行う事業に要する経費又は土地改良区、農業協同組合、農業法人、農業者等が組織する団体及びその他知事が適当と認める団体(以下「団体等」という。)の行う事業に市町村が補助する場合、当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内において、交付金を交付するものとし、その交付に関しては沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象事業、経費及び交付率)

第2条 交付の対象となる事業、経費及び交付率は、別表のとおりとする。

2 別表の事業欄に掲げる1及び2の事業に係る交付金は、相互に流用してはならない。

### (交付金の交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする市町村等は、交付金交付申請書(第1号様式)を、毎年度知事が別に定める日までに、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 市町村等が交付金交付申請書を提出するにあたって、当該交付金に係る消費税等相当額(交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

### (申請の取り下げ)

第4条 市町村等は、交付金の交付申請を取り下げようとするときは交付金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までに行わなければならない。

### (事業内容、経費配分の変更)

第5条 市町村等は、次に掲げる事業内容及び経費配分を変更しようとするときは、変更承

認申請書（第2号様式）を知事に提出して、事前にその承認を受けなければならない。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 実施するメニューの新設又は廃止
- (3) 経費の相互間の流用

（着手報告）

第6条 交付金の交付決定を受けた市町村等は、着手後速やかに、着手報告書(第3号様式)にて、知事に報告しなければならない。

- 2 天災地変その他特別の理由により、前項に規定する期間内に着手できない場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

（完了予定日の変更）

第7条 交付金の交付決定を受けた市町村等は、当該事業が予定期間内に完了しないときは、予定期間延長承認申請書(第4号様式)を知事に提出して、事前に承認を受けなければならない。

（概算払い請求）

第8条 第6条の着手報告した市町村等は、交付金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

（遂行状況報告）

第9条 市町村等は、交付金の交付決定通知のあった年度の12月31日現在における事業の遂行状況について、当該年度の1月10日までに遂行状況報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 市町村等は、事業が完了した日から起算して30日以内又は交付金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 市町村等が前項の実績報告書を提出するにあたって、当該交付金に消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 3 市町村等が前項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、交付金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を消費税等相当額報告書報告書（第8号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第11条 規則第19条第2号で定める財産は、それぞれ1件の取得価額50万円以上のものとする。

（証拠書類の保管）

第12条 市町村等は、交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 事業により取得又は効用の増加した財産を有する場合は、当該財産を管理する台帳等関係書類を保管しなければならない

(書類の経由)

第13条 この要綱により知事に提出する書類は正副各1部とし、別表の事業欄に掲げる1の事業(農業生産の基盤の整備を目的として実施する事業のうち、遊休農地活用土地条件整備に関する事業を除く。)及び別表の事業欄に掲げる2の事業のうち、農村の振興並びに農業生産の基盤の整備を目的として実施する事業については、所轄の農林土木事務所(支庁管轄の市町村は当該支庁農林水産整備課。)又は農林水産振興センターを経由しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月15日から施行し、平成17年度予算に係る交付金から適用する。

2 この要綱の制定に伴い、次に掲げる交付要綱は廃止する。

なお、次に掲げる交付要綱に基づいて、平成16年度までに実施した事業及び平成16年度までに実施し、平成17年度以降も実施することを予定している事業に係る補助金の取扱いについては、なお、従前の例によるものとする。

(1) 沖縄県農村振興対策事業補助金交付要綱

(2) 沖縄県遊休農地解消総合対策事業費補助金交付要綱

(3) 沖縄県担い手育成基盤整備関連流動化促進事業補助金交付要綱

(4) 沖縄県新山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金交付要綱

附 則

1 この要綱は、平成18年8月1日から施行し、平成18年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月3日から施行し、平成19年度予算に係る交付金から適用する。

別表（第2条関係）

事業	経費	採択基準	交付率
<p>1 元気な地域づくり整備交付金</p>	<p>(1) 事業費</p> <p>農村の振興を目的として実施する事業に要する経費</p> <p>実施要綱第2第1項の別紙「元気な地域づくり交付金実施基準」の2の元気な地域づくり整備交付金(ハード)(以下「実施基準(ハード)」という。)の目的欄の1を目的として実施するメニューに要する経費</p> <p>(ア) 美の田園復興</p> <p>(イ) 情報基盤整備</p> <p>グリーン・ツーリズムの振興を目的として実施する事業に要する経費</p> <p>実施基準(ハード)の目的欄の2を目的として実施するメニューに要する経費</p> <p>(ア) やすらぎ空間整備</p> <p>農業生産の基盤の整備を目的として実施する事業に要する経費</p> <p>ア 実施基準(ハード)の目的欄の3を目的として実施する基盤整備促進のうち土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業に係るメニューに要する経費</p> <p>イ 実施基準(ハード)の目的欄の3を目的として実施するメニューのうち、基盤整備促進のうち上記のア以外のメニューに要する経費</p> <p>(ア) 遊休農地活用土地条件整備</p> <p>a 障害物の撤去</p> <p>b 深耕</p> <p>c 整地</p> <p>d 客土</p> <p>e 暗きょ排水</p> <p>f かんがい排水</p> <p>g 農道の整備</p> <p>h 土壌改良剤の投与</p> <p>i 市民農園区画及び附帯施設の整備</p> <p>j 自主的再生整備</p> <p>k 有害獣進入防止作の設置</p> <p>(イ) 基盤整備促進</p> <p>a 農業生産基盤整備</p> <p>(a) 農業用排水施設</p>		<p>2/3以内</p> <p>2/3以内</p> <p>9.1/10以内 (離島(沖縄振興特別措置法施行令(平成14年4月1日政令第102号)第1条で規定する離島の範囲をいう。以下同じ。)にあっては9.55/10以内)</p> <p>2/3以内</p> <p>9.1/10以内 (離島にあっては9.55/10以内)</p> <p>1/2以内</p> <p>2/3以内</p>

- (b) 農道
- (c) 暗きょ排水
- (d) 客土
- (e) 区画整理
- (f) 土壤改良
- (g) 農地造成
- (h) 農用地保全
- (i) 交換分合
- b 農村生活環境基盤整備
  - (a) 営農用水施設
  - (b) 農業集落道
  - (c) 防災安全施設
- c 農業経営高度化支援
  - (a) 高度土地利用調整支援
  - (b) 高度経営体集積促進支援
  - (c) 耕地利用高度化推進支援
- d 地形図作成
- e 農用地等集団化
  - (a) 換地計画
  - (b) 集落整備地域換地設計
  - (c) 経営体育成促進換地等調整
  - (d) 交換分合
  - (e) 交換分合附帯農道等整備

(ウ) 地域環境保全型農業推進

(工) 田園自然環境保全

中山間地域等の振興を目的として実施する事業に要する経費  
 実施基準（ハード）の目的欄の4を目的として実施するメニューに要する経費

(ア) 農林漁業の振興

a 農業生産基盤整備

- (a) 区画整理
- (b) 農用地造成改良
- (c) かんがい排水
- (d) 農道及び連絡農道
- (e) 農地等防災

b 農業生産施設整備

- (a) 新規作物導入支援 施設

2/3以内

2/3以内

2/3以内

2.4/3以内

(離島にあっては

2.5/3以内)

2/3以内

2/3以内

(b) 育苗施設	2/3以内
(c) 穀類等乾燥調製貯蔵施設	2/3以内
(d) 乾燥調製施設	
(e) 農林水産物集出荷 貯蔵施設	
(f) 農林水産物処理加工施設	
(g) 農林水産物直売・食材供給施設	(f) 土壤改良
(h) 地域資源循環活用施設	(g) 農地造成
(i) 農林水産物運搬施設	(h) 農用地保全
(j) 飲雑用水等配管施設	(i) 交換分合
(k) 高生産性農業用機械施設	
(l) 農業経営改善安定機械施設	
(m) 農林業基盤整備用機械	
(n) 新規就農者技術習得管理施設	
(o) アからセまでの附帯施設	
c 林業生産基盤整備	
(d) 林道・作業路の開設改良	
e 林業生産施設整備	
(a) 林業機械施設	
(b) 特用林産物生産施設	
(c) 木材利活用促進施設	
(d) (a) から (c) までの附帯施設	
g 漁業生産施設整備	
(a) 種苗生産・蓄養殖施設	
(b) 水揚荷さばき施設	
(c) 水産物冷蔵・保管施設	
(d) (a) から (c) までの附帯施設	
(イ) 就業所得機会の創出	
a 地域資源活用起業化施設及び附帯施設	
(ウ) 山村と都市との交流促進	
b 多面的交流促進施設整備	
(a) 地域資源活用総合交流促進施設	
(b) 体験農園施設	
(c) (a) 及び (b) の附帯施設	
c 文化教育交流促進施設整備	
(a) 子供等自然環境知識習得施設及び附帯施設	
(工) 里地棚田・自然景観等の保全推進	
a 農林地利用・保全管理促進施設整備	
(a) 小規模農林地等整備	
(b) 総合鳥獣被害防止施設及び附帯施設	
b 集落機能・自然景観保全施設整備	

	<p>(a) 景観保全定住促進 施設整備</p> <p>(b) 農山村景観・自然 環境保全施設</p> <p>(c) (a)及び(b)の附帯施設</p> <p>c 里地棚田保全整備</p> <p>(a) 農業生産基盤整備</p> <p>(b) 土地改良施設等保全整備</p> <p>(c) 保全活動基盤整備</p> <p>(オ) 定住促進生活環境の整備</p> <p>a 集落道</p> <p>b 簡易給水施設</p> <p>c 簡易排水施設</p> <p>d aからbまでの附帯施設</p> <p>(カ) 高齢者・女性等生きがいの発揮促進</p> <p>a 高齢者等活動・生活支援促進機械施設</p> <p>b 女性・若者等活動促進施設</p> <p>c 健康管理等情報連絡施設</p> <p>d aからcまでの附帯施設</p> <p>(キ) 山村振興等地域再生の連携推進</p> <p>(ク) 先進的な施設等整備</p> <p>9～14に掲げる各施策では、その実施が困難であるが、地域振興を図る上で必要不可欠と考えられる施設等の整備。</p> <p>(経営的、技術的に斬新なものに限る。)</p> <p>地域提案メニュー</p> <p>実施要綱第2第3項に基づき上記の～の事業と一体的に行う地域が提案する独自の取組に要する経費</p> <p>(2) 附帯事務費</p> <p>(1)の～の事業に係る事務であって、事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費</p>		<p>上記の～に掲げる事業を補完する取組については、実施基準(ハード)のメニューの交付率。それ以外の取組については4/10以内(ただし、の取組については2/3以内)</p> <p>当該経費の2分の1以内</p>
<p>2 元気な地域づくり推</p>	<p>農業生産の基盤の整備を目的として実施する事業に要する経費</p>		

進交付金	<p>(ア) 遊休農地再生活動実践スタート支援</p> <p>(1) 調査活動</p> <p>(2) 調整活動</p> <p>(イ) 援農ボランティア活動支援</p> <p>(1) ボランティアの募集</p> <p>(2) 説明会の開催</p> <p>(3) 研修会の開催</p> <p>(4) ボランティアの実践活動</p> <p>地域提案メニュー</p> <p>実施要綱第2第3項に基づき上記の 事業と一体的に行う 地域が提案する独自の取組に要する経費</p>	<p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p> <p>上記の に掲げ る事業を補完す る取組について は、実施基準(ソ フト)のメニュ ーの交付率。そ れ以外の取組に ついては4/10以 内。</p>
------	--	--